

答申行政第110号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年5月30日付け、〇〇局建第162号で行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和4年3月31日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、県道〇〇〇〇線の令和〇年〇月〇日付け、〇〇局建設第〇号公文書開示決定通知に係る文書の「廃棄文書一覧表」等で廃棄したことが確認できる文書の開示請求を行った。

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、「R〇年〇月〇日文書目録（ファイル管理表）（〇〇県民局建設部工務第二課）」（以下「本件開示文書」という。）と特定した上で、請求のあった公文書を開示する処分を行い、令和4年5月30日付けで審査請求人に通知した。

なお、当該通知書においては、備考欄に「開示文書は現時点で保有する文書の一覧であり、記載のない文書は保存年限の経過により廃棄している。」と付記されている。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年8月30日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年12月12日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

行政文書の廃棄できる〇〇局の文書管理の規程等について廃棄根拠として開示願いたい。

廃棄したなら廃棄文書一覧表があると思うので、いつ廃棄されたか開示願いたい。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件についての審査請求を行った時及び本件に類似の1年前の情報開示を行った時に、文書を廃棄していると主張するなら、廃棄したことがわかるように、具体的には、

文書管理において廃棄が出来る〇〇局における文書管理根拠規定、期間、廃棄時の廃棄文書一覧表等の開示を求めると主張しておいた。

今回、開示を求めている文書は、開示された文書ではないことを〇〇局担当者（総務及び建設）に伝えている。開示用文書だけは受け取ったが、主張文書については一切連絡はない。

昭和〇年からの継続事業になっており、継続中の事業の公文書が廃棄できるのかどうか、廃棄できるなら、その廃棄の根拠の開示を求める。

廃棄しているということについて、いかなる根拠で、例えば文書の管理規程、いつ廃棄したのか確認できるものの開示を求める。

文書の廃棄は、原則、事業が完了してから、それぞれの5年なり10年の経過年数であるべきものと思われる。

県は廃棄したと主張するが、廃棄できるとしても、継続事業に対して、基本計画であろうが、交通量の計画であろうが、全て廃棄していいという根拠の啓示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

請求のあった公文書は、現在事業中の県道〇〇〇〇線の道路改築事業に関する文書を廃棄したことが確認できる文書であるが、開示文書は現時点で保有する文書の一覧であり、記載のない文書は保存年限の経過により廃棄していることがわかることからこれを開示した。廃棄文書としての一覧は存在せず、廃棄日時も分からない。

なお、審査請求書において「行政文書の廃棄出来る〇〇局の文書管理の規程等について廃棄根拠として開示願いたい。」及び「廃棄したなら廃棄文書一覧表があると思うので、いつ廃棄されたか開示願いたい。」と開示請求を求めている点については、原処分に係る開示請求書において請求が行われていないため、原処分の当否を審査する本件審査請求において新たな文書の開示を求めることは失当と考える。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 開示決定の妥当性について

審査請求人は、県道〇〇〇〇線の令和〇年〇月〇日付け、〇〇局建設第〇号公文書開示決定通知に係る文書の「廃棄文書一覧表」等で廃棄したことが確認できる文書の開示を求めている。

これに対し、実施機関は、次のように説明している。

開示文書は現時点で保有する文書の一覧であり、記載のない文書は保存年限の経過により廃棄していることがわかることからこれを開示した。廃棄文書としての一覧は存在せず、廃棄日時も分からない。

これらの主張を踏まえて審査したところ、県道〇〇〇〇線の令和〇年〇月〇日付け、〇〇局建設第〇号公文書開示決定通知に係る文書が廃棄されているとの説明を裏付ける、廃棄年月日を特定する記録の存在を確認することはできなかったが、文書を保有していることの確認には至らなかったことについては、同一の審査請求人に係る答申行政第92号の事案において、審査会が既に審査したところであり、また、当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。

なお、当該文書のように、継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、関係者との協議等に関する従前の経緯の参照や、計画の正当性の根拠となる数値の算出過程の検証等の必要性が生じる局面があり得ることを前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非の審査に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件開示文書を本件対象公文書として開示決定した本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月12日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年6月1日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和5年6月27日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和5年8月29日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和5年9月28日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和5年10月20日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和6年2月26日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。